

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金21,617円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年5月31日

(2) 事故発生場所

倉吉市国府地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路左側に

停車中の和解の相手方所有の小型貨物自動車を避けて右側を通過しようとした際、和解の相手方が開けた同車両の前部右側ドアに接触し、双方の車両が破損したものである。